

農業分野におけるA I・データに関する 契約ガイドラインについて



スマート農業事業者向け説明用
＜ダイジェスト版＞

本日お話しすること



➤ 農業分野における知的財産としてのノウハウ等について

- 1 我が国の農業分野における課題 3
- 2 農業分野における知的財産について 5

➤ 農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドラインについて

- 1 農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドラインについて11
- 2 農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン データ利活用編について.....14
- 3 農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン ノウハウ活用編について.....19
- 4 モデル契約書案について24

農業分野における知的財産としての ノウハウ等について

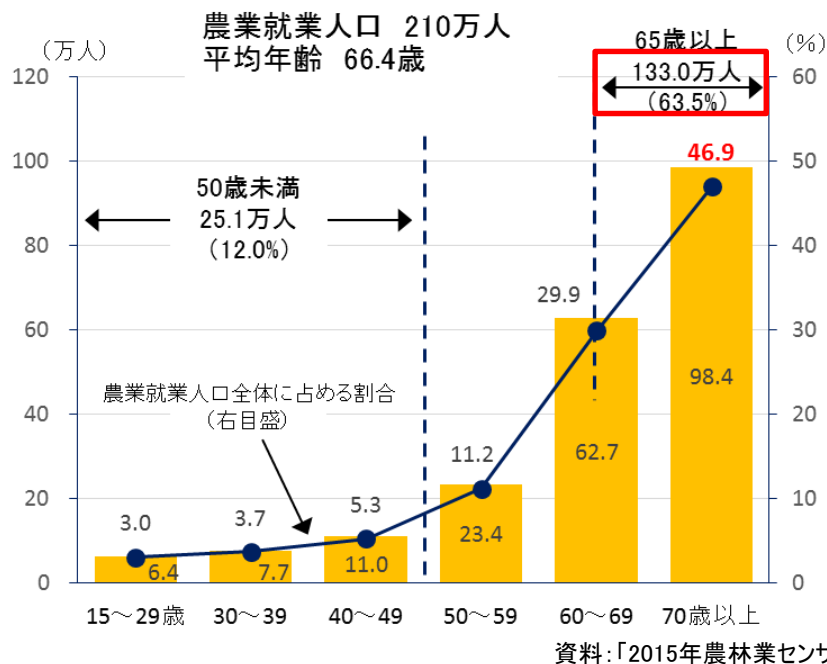


1 我が国の農業分野における課題①

- 農業分野では、担い手の減少・高齢化の進行等により労働力不足が深刻な問題。
- 平均経営耕地面積が拡大しており、1人当たり作業面積の限界を打破する技術革新が必要。

- 農業就業人口 414万人(1995年)
→ 210万人(2015年)

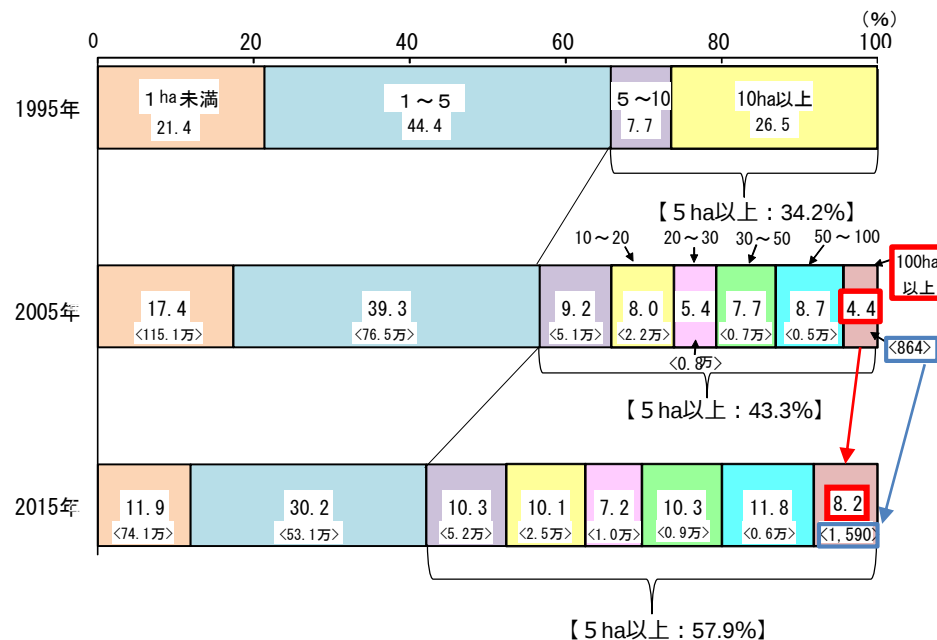
農業就業人口の年齢構成(2015年)



※ 農業就業人口:15歳以上の農業世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事した者又は農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者。

- 1経営体当たりの平均経営耕地面積も着実に拡大。
(1995年1.6ha→2015年2.5ha)

規模別の経営耕地面積の集積割合



注: 1 1995年は10ha以上を細分化できないため、最上位層を「10ha以上」としている。

注: 2 <>内の数値は、当該規模階層の経営体数である。

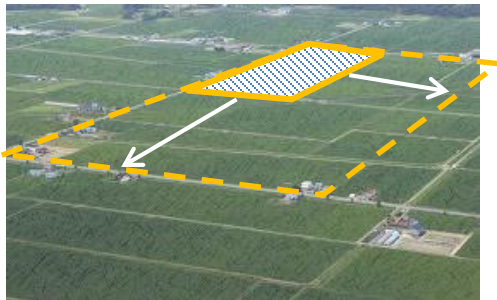
資料: 農林水産省「農林業センサス」

1 我が国の農業分野における課題②

- 農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっている。



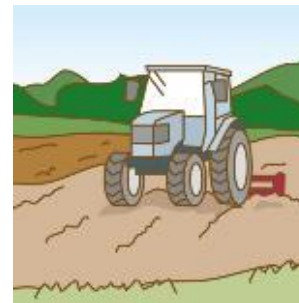
- 農林水産業の現場には、機械化が難しく手作業に頼らざるを得ない危険な作業やきつい作業が多く残されている。



- 農業者が減少する中、一人当たりの作業面積の限界を打破することが求められている。



- 選果など多くの雇用労力に頼っているが、労働力の確保が困難になっている。



- トラクターの操作などの熟練者でなければできない作業が多く、若者や女性の参入の妨げとなっている。

2 農業分野における知的財産について①

- 熟練農家等の優れた技術やノウハウは、いわゆる「知的財産」に当たり得るもの。
- しかしながら、農業分野では知的財産に対する意識が低かったこと等から、これまでこれらの技術・ノウハウの提供・流出に無防備。

知的財産に関する関心が低い

技術やノウハウはタダで誰にでも教えるのが普通。

日本の優れた技術を海外の人にも無償で伝えよう。

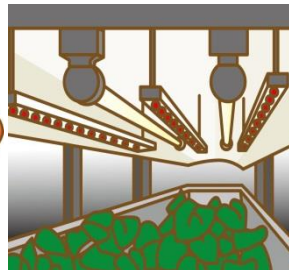


知的財産の
流出

知的財産として保護する方法が不明

栽培技術が模倣されないようにするにはどうしたら良いのだろう。

知的財産は難しくてよく分からないから、契約内容には含めなくていいか。



技術やノウハウが失われたり、海外に流出することにより、我が国農林水産物の優位性が失われるおそれ

2 農業分野における知的財産について②

- 農水省が実施したアンケートの結果、我が国の高品質な農産物の生産を支えるノウハウが適切に管理されていないということが分かった。

アンケート実施概要

農水省では、生産技術に関するノウハウ等の実態把握のため、平成29年7月～8月に、農業者などを対象にアンケート調査を実施。



アンケート結果概要

多くの農業者は、農業生産には様々なノウハウがあることを認識している。

一方で、大半の農業者がノウハウの管理を行っていない。

図1 どのようなものをノウハウと認識しているか。

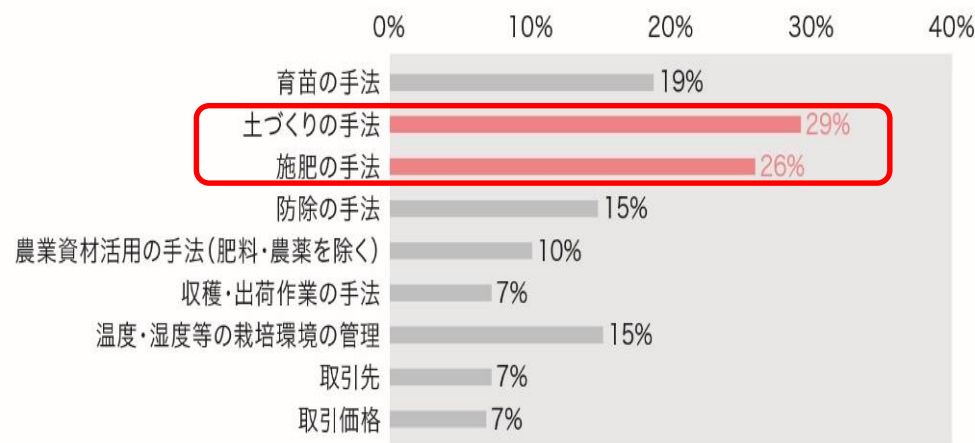
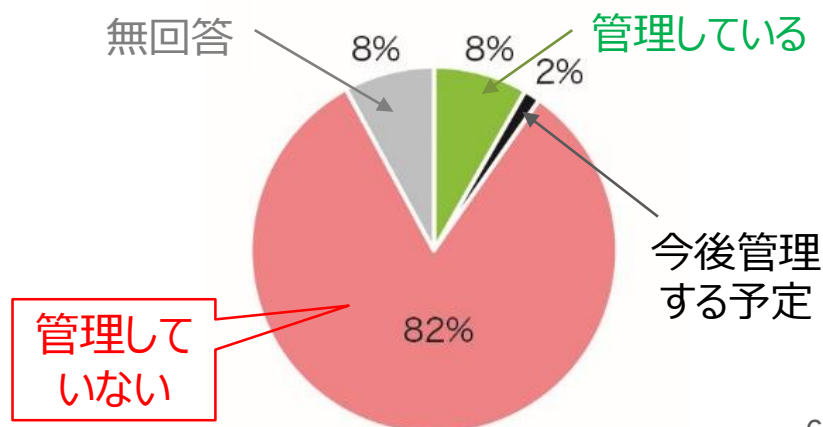


図2 ノウハウを管理しているか。



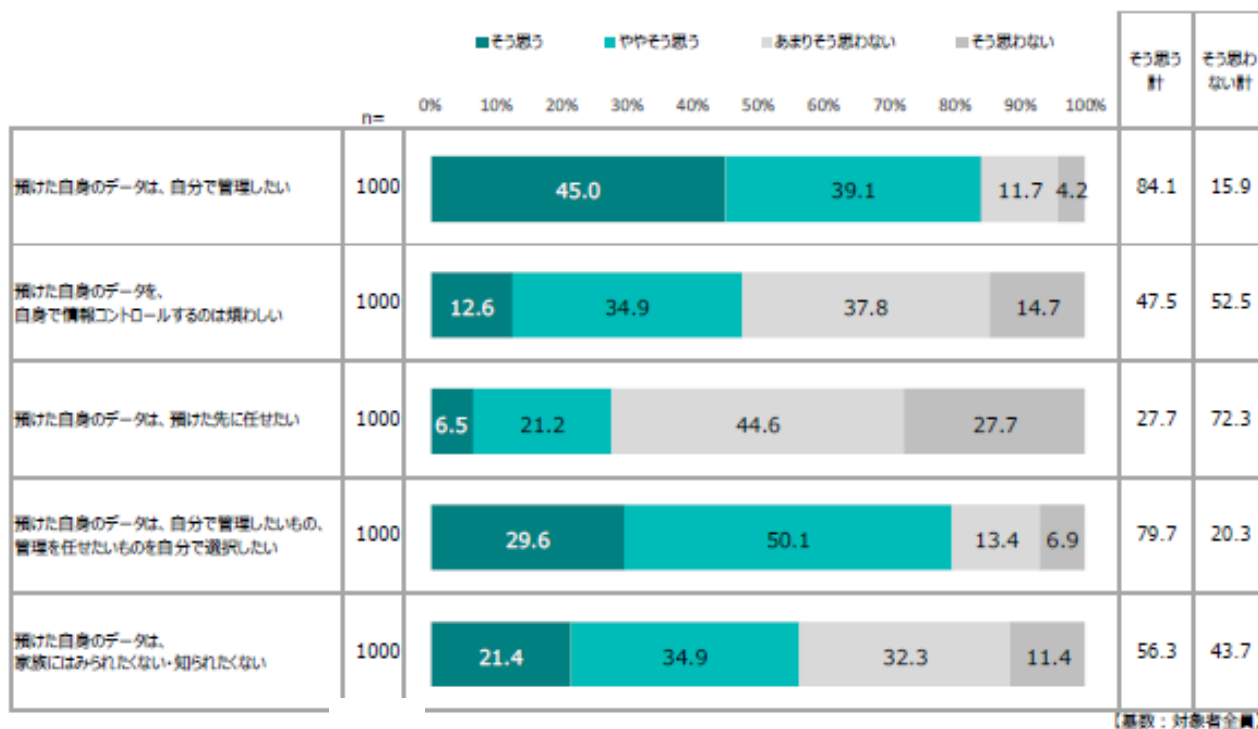
【参考】情報管理に関する考え方



我が国におけるデータ活用に関する意識調査の結果（平成31年 2月）

8割以上が自分で管理したいが、同時に5割は煩わしいと考えている。任せたい派も3割弱

Q15.あなたは、あなたの個人情報を提供することで利用できるサービスに関して、次の情報管理に対する考え方として、あなたのお気持ちにあてはまるものをお知らせください。



(B) 情報管理に対する考え方

(出典：第6回データ流通・活用ワーキンググループ 国際大学 庄司准教授説明資料)

2 農業分野における知的財産について③

- 特許権・商標権など権利化されるものだけが保護に値するのではなく、日々の農作業における栽培のコツ、ノウハウや顧客リストなども、見方を変えれば「知的財産」と呼べるものが多い。
- これらのノウハウを適切に守り、活用してることが、今後の農業において重要となる。

◆ 農業現場における、知的財産として保護すべきノウハウ等の例



【参考】知財総合支援窓口について

- 農林水産省と特許庁が協力し、独立行政法人工業所有権情報・研修館（I N P I T）が各都道府県に設置した「知財総合支援窓口」において、従来の特許・商標・営業秘密等の相談に加え、地理的表示（G I）や種苗の育成者権の相談も一括で受け付けます。
- それぞれの制度のメリット、デメリット等のアドバイスを行い、農林水産物のブランド化を促進。

新品種を開発したので知的財産を活用してブランド化したいが、どこに相談すればいいんだろう？
農産物だから農林水産省？
知財だから特許庁？



生産者団体 等

知的財産を活用した
農林水産物のブランド化の例

品種登録：福岡S6号
商標登録：あまおう



●イチゴの「あまおう」は、品種登録名（福岡S6号）とは別に、「あまおう」を商標登録。

●育成者権は25年で消失するが、商標を更新（10年ごと）することにより、「あまおう」ブランドを永続的に保護することが可能。

知財総合支援窓口 (I N P I T)

- I N P I Tの知財総合支援窓口において、**農林水産分野の知財（G I、育成者権）**についての相談も受け付け、適切なアドバイスの実施とG Iサポートデスク等への連携を行う。

商標

特許

地理的表示
(G I)

意匠

実用
新案



営業
秘密

限定提
供データ

育成者権



連携

農林水産省（農政局等）

地理的表示保護制度活用支援窓口
(全国のG Iサポートデスク) 等

地域や産品の
実状に応じた
農林水産物の
ブランド化の
促進